

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(金融庁総合政策課)

項 目 名	特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）に係る所要の措置		
税 目	所得税、相続税、租税条約等実施特例法		
要 望 の 内 容	特定信託受益権に係る信託について、受益者等の変更等があった場合における相続税法上の「信託に関する受益者別調書」及び所得税法上の「信託の計算書」について提出を不要とするなど、所要の措置を講ずること。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 デジタル技術を用いた金融サービス・取引の健全な発展を図ること。 (2) 施策の必要性 相続税法上、信託の受託者は、信託の効力が生じた場合や受益者等が変更された場合には、受益者等の氏名、信託財産の価額等を記載した調書（信託に関する受益者別調書）を、また、所得税法上、信託の受託者は、受益者等の氏名や信託財産に帰せられる収益・費用等を記載した調書（信託の計算書）等を税務署長に提出することとされている。 一方で、特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）については、法定通貨と価値が連動する決済手段として、不特定多数の利用者間で転々流通し、頻繁かつ多数の取引に活用されることが想定されている。そのスキームにおいては、受託者が受益者（信託型ステーブルコインの保有者）の氏名等やその変更を把握することができない（受益者が信託型ステーブルコインの保有から収益を得ることも想定されていない。）。 我が国における金融サービス等のイノベーションの活性化等に資する環境整備を図る観点から、特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）の特性に即した見直しが必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I－2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	電子決済手段としての特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）の特性を踏まえた見直しを行うことにより、デジタル技術を用いた金融サービス・取引の健全な発展に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	信託型ステーブルコインの発行者（信託の受託者／法定調書の提出義務者）において適用される見込み。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	デジタル技術を用いた金融サービス・取引の健全な発展を図るためには、特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）に係る税制上の所要の措置を講ずる必要があり、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	デジタル技術を用いた金融サービス・取引の健全な発展を図るためには、特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）に係る税制上の所要の措置を講ずる必要があり、予算その他の措置によっては実現できないため、措置として妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。